

下記の感染症は、学校保健安全法第19条により出席停止となります。
 医師の指示により他の生徒への感染のおそれがないと判断され、または出席停止の期間の基準を経過し、生徒を登校させる際には、下記の『学校感染症による出席停止届』を切り取らずに担任へご提出ください。
 ※ 疾病の状況により、医師の証明書等を提出していただく場合がありますのでその旨ご了承ください。

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア	治癒するまで
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	
	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)	
	特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)	
第二種	第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。	
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

学校感染症による出席停止届

帝京大学中学校・高等学校
 校長 市川 伸一 殿

高校教頭	中学教頭	教務主任	学年主任	担任

年 月 日

診断名	
出席停止期間	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日) まで <small>※出席停止期間の基準のない感染症については、医師に確認してください。</small>
受診した医療機関名	
中・高 年 組 番 生徒名	保護者名